

管工事仕様書 令和8年3月改定 新旧比較表

旧	新	備 考
1・1・3 補 則 1. 各種提出様式について 札幌市水道局へ提出する書類は、「第10章 様式」及び札幌市水道局の規程類に定める様式よるものとする。 3・1・2 材料の積み卸し・運搬等 1. 積み卸し (1) 管の吊り卸しは、2点吊りにより行い、管の重心の位置が片寄らず水平に吊り上げるようにしなければならない。また、管がぬれている場合は、特に取扱いを慎重に行わなければならない。 (2) 材料の積み卸しは、クッション材及び被覆ワイヤーロープ等を用い内外面が損傷しないように注意しなければならない。 (中略) 3. 保管 (中略) (5) 積重ねには必ず歯止めをしなければならない。 (6) 内面エポキシ樹脂粉体塗装管（以下「粉体管」という。）を保管する場合は、直射日光が粉体塗装面にあたらないように、受口・挿し口に装着してあるポリキャップを取り外さないこと。 3・2・1 材料の基準・規格及び材料の指定 1. 受注者持ち材料は、日本工業規格（J I S）、日本水道協会規格（J WWA）、日本ダクタイル鉄管協会規格（J D P A）、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格（P T C）及び準拠品（札幌市承認品）、札幌市仕様を示された基準・規格等に適合しているものでなければならない。また、水道法施行令第5条に規定する構造及び材質の基準に適合しているものでなければならない。 3・2・2 アスファルト混合物 アスファルト混合物の標準アスファルト量、石粉量及び標準密度は、下記のとおりとする。 （表略） ※上表空欄箇所は、仕様書・舗装再生便覧（令和6年3月（社）日本道路協会発行）等を示す標準配合の範囲内で、各プラントが標準的に出荷するアスファルト混合物の配合とする。	1・1・3 補 則 1. 各種提出様式について 札幌市水道局へ提出する書類は、「<u>札幌市水道局工事等契約関係様式集</u>」及び「第10章 様式」によるものとする。 3・1・2 材料の積み卸し・運搬等 1. 積み卸し (1) 管の吊り卸しは、2点吊りにより行い、管の重心の位置が片寄らず水平に吊り上げるようにしなければならない。また、管がぬれている場合は、特に取扱いを慎重に行わなければならない。 (2) <u>管などの長尺物や重量物を吊り上げる時は、吊り荷の端部に介錯ロープを取り付け、合図者が安全な位置で誘導すること。</u> (3) 材料の積み卸しは、クッション材及び被覆ワイヤーロープ等を用い内外面が損傷しないように注意しなければならない。 (中略) 3. 保 管 (中略) (5) <u>鋼管は原則として二段以上には積まないこと。</u> (6) 積重ねには必ず歯止めをしなければならない。 (7) 内面エポキシ樹脂粉体塗装管（以下「粉体管」という。）を保管する場合は、直射日光が粉体塗装面にあたらないように、受口・挿し口に装着してあるポリキャップを取り外さないこと。 3・2・1 材料の基準・規格及び材料の指定 1. 受注者持ち材料は、日本工業規格（J I S）、日本水道協会規格（J WWA）、日本ダクタイル鉄管協会規格（J D P A）、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格（P T C）、<u>日本水道鋼管協会(W S P)</u>及び準拠品（札幌市承認品）、札幌市仕様を示された基準・規格等に適合しているものでなければならない。また、水道法施行令第5条に規定する構造及び材質の基準に適合しているものでなければならない。 3・2・2 アスファルト混合物 アスファルト混合物の標準アスファルト量、石粉量及び標準密度は、下記のとおりとする。 （表略） ※上表空欄箇所は、仕様書・舗装再生便覧（令和6年3月（社）日本道路協会発行）等を示す標準配合の範囲内で、各プラントが標準的に出荷するアスファルト混合物の配合とする。 <u>※再生混入率50%は新材と同様。</u>	札幌市水道局工事等契約関係様式集の制定に伴う変更 介錯ロープの使用について追加 鋼管について追加 鋼管について追加 再生材の注意書きを追加

管工事仕様書 令和8年3月改定 新旧比較表

旧	新	備 考
4・2・1 測量 1. 受注者は、工事契約後直ちに必要な測量を実施し、測量結果を工事監督員に提出しなければならない。 この測量結果が、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は工事監督員の指示を受けなければならない。 2. 測量標（以下仮BM）は、工事監督員の指示する補助水準点を使用し、受注者は仮BMを移動沈下の恐れのない箇所に選定し、木杭、コンクリート杭等を用い、十分堅固に設置し、表示しなければならない。なお、使用に際し適時点検しなければならない。 3. 道路基準点は、絶対に損傷してはならない。やむを得ず基準点を移設する場合は、工事監督員を通じて本市所管課所に報告（様式No.68）し、その指示に従って移設、復元にあたらなければならない。 4・2・2 試掘 （中略） 5・1・2 鋳鉄管布設工 （中略） 4. 粉体管を使用する場合は、挿し口端面部まで粉体塗装されているので、塗膜を損傷させないようにすること。また、作業工具等を管内面に当てると塗膜が損傷することがあるので、取り扱いには十分注意すること。 5・1・8 表示テープ 1. 道路に埋設する管径75mm以上の管には、表示テープを貼りつけなければならない。 2. 貼りつけ箇所は、管体にポリエチレンスリーブ又は浸透防護スリーブを被覆した後、管天端（上部）縦断方向とし要所を固着しなければならない。 3. 配水管は、表示テープを1条、送水管・流入管は2条、導水管は3条貼り付けなければならない。	<u>（項目削除）</u> 4・2・1 試掘 （中略） 5・1・2 鋳鉄管布設工 （中略） 4. 粉体管を使用する場合は、挿し口端面部まで粉体塗装されているので、塗膜を損傷させないようにすること。また、作業工具等を管内面に当てると塗膜が損傷することがあるので、取り扱いには十分注意すること。 <u>5. 「GX形ソフトシール仕切弁」、「フランジ固定金具」及び「内面エポキシ樹脂粉体塗装管（以下「粉体管」）」を使用する場合は、使用範囲（箇所）について事前に工事監督員に確認すること。なお、粉体管の施工において、切断を行う場合は、切断刃にダイヤモンドブレードを、分水栓の穿孔を行う場合は、粉体管専用のドリル刃を使用しなければならない。</u> 5・1・8 表示テープ 1. 道路に埋設する管径75mm以上の管には、表示テープを貼りつけなければならない。 2. 貼り付け箇所は、管体にポリエチレンスリーブ又は浸透防護スリーブを被覆した後、管天端（上部）縦断方向とし要所を固着しなければならない。 3. <u>配水本管（幹線・高区施設から各ブロックへの流入管）及び配水支管</u>は表示テープを1条、送水管・<u>流入管（高区施設への流入管）・配水管と流入管の機能の両方を有する管</u>は2条、導水管は3条貼り付けなければならない。	札幌市土木工事共通仕様書1-1-1-43 工事測量と重複しているため削除 前項の削除に伴う項目番号の変更 粉体管の施工について追加 配水管総合整備計画での定義見直しに伴う変更

管工事仕様書 令和8年3月改定 新旧比較表

旧	新	備考																																																																																												
5・1・14 見出票・見出票杭 (中略) 2. 見出票は、小数点を刻印し10cm単位で表示する。貼りつけ位置については工事監督員と協議し、永久構造物のできるだけ高い所で、積雪等があっても見えるようにしなければならない。見出票は、次表によること。 (単位mm) <table><tr><th></th><th>口 径</th><th>見 出 票</th><th>適 用</th></tr><tr><td>分水栓</td><td>20～50</td><td>分水栓</td><td></td></tr><tr><td>簡易仕切弁</td><td>50</td><td>簡易仕切弁</td><td>割Ｔ字(口径50)用</td></tr><tr><td>止水栓</td><td>13～25</td><td rowspan="2">止水栓</td><td rowspan="2">見出票に口径を打刻</td></tr><tr><td>仕切弁</td><td>30～50</td></tr><tr><td rowspan="4">仕切弁 (スループルプ)</td><td rowspan="3">50～350</td><td>給水弁</td><td>給水管</td></tr><tr><td>仕切弁</td><td>配水管及び配水補助管</td></tr><tr><td>排水弁</td><td>排水用に設置</td></tr><tr><td>75～100</td><td>消火弁</td><td>消火栓用に設置</td></tr><tr><td>止水栓・メーター</td><td>13以上</td><td>止水・メーター</td><td></td></tr><tr><td>メーター</td><td>13以上</td><td>水道メーター</td><td></td></tr><tr><td>空気弁</td><td></td><td>空気弁</td><td></td></tr><tr><td>管末端</td><td></td><td>給水管末端</td><td></td></tr></table> ※口径50mmの仕切弁見出し票は、P e 挿し口付ソフトシール仕切弁設置時に使用する。		口 径	見 出 票	適 用	分水栓	20～50	分水栓		簡易仕切弁	50	簡易仕切弁	割Ｔ字(口径50)用	止水栓	13～25	止水栓	見出票に口径を打刻	仕切弁	30～50	仕切弁 (スループルプ)	50～350	給水弁	給水管	仕切弁	配水管及び配水補助管	排水弁	排水用に設置	75～100	消火弁	消火栓用に設置	止水栓・メーター	13以上	止水・メーター		メーター	13以上	水道メーター		空気弁		空気弁		管末端		給水管末端		5・1・14 見出票・見出票杭 (中略) 2. 見出票は、小数点を刻印し10cm単位で表示する。貼りつけ位置については工事監督員と協議し、永久構造物のできるだけ高い所で、積雪等があっても見えるようにしなければならない。見出票は、次表によること。 (単位mm) <table><tr><th></th><th>口 径</th><th>見 出 票</th><th>適 用</th></tr><tr><td>分水栓</td><td>20～50</td><td rowspan="2">分水栓</td><td rowspan="2">宅地内分岐を除く</td></tr><tr><td>チーヅ分岐</td><td>20～75×20～75</td></tr><tr><td>簡易仕切弁</td><td>50</td><td>簡易仕切弁</td><td>割Ｔ字(呼び径50)用</td></tr><tr><td>止水栓</td><td>13～25</td><td rowspan="2">止水栓</td><td rowspan="2">見出票に口径を打刻</td></tr><tr><td>仕切弁</td><td>30～50</td></tr><tr><td rowspan="4">仕切弁</td><td rowspan="3">75～350</td><td>給水弁</td><td>給水管</td></tr><tr><td>仕切弁</td><td>配水管及び配水補助管</td></tr><tr><td>排水弁</td><td>排水用に設置</td></tr><tr><td>75～100</td><td>消火弁</td><td>消火栓用に設置</td></tr><tr><td>止水栓・メーター</td><td>13以上</td><td>止水・メーター</td><td></td></tr><tr><td>メーター</td><td>13以上</td><td>水道メーター</td><td></td></tr><tr><td>空気弁</td><td></td><td>空気弁</td><td></td></tr><tr><td>管末端</td><td></td><td>給水管末端</td><td></td></tr></table> ※口径50mmの仕切弁見出票は、P e 挿し口付ソフトシール仕切弁設置時に使用する。		口 径	見 出 票	適 用	分水栓	20～50	分水栓	宅地内分岐を除く	チーヅ分岐	20～75×20～75	簡易仕切弁	50	簡易仕切弁	割Ｔ字(呼び径50)用	止水栓	13～25	止水栓	見出票に口径を打刻	仕切弁	30～50	仕切弁	75～350	給水弁	給水管	仕切弁	配水管及び配水補助管	排水弁	排水用に設置	75～100	消火弁	消火栓用に設置	止水栓・メーター	13以上	止水・メーター		メーター	13以上	水道メーター		空気弁		空気弁		管末端		給水管末端		給水装置工事設計 施工指針との整合
	口 径	見 出 票	適 用																																																																																											
分水栓	20～50	分水栓																																																																																												
簡易仕切弁	50	簡易仕切弁	割Ｔ字(口径50)用																																																																																											
止水栓	13～25	止水栓	見出票に口径を打刻																																																																																											
仕切弁	30～50																																																																																													
仕切弁 (スループルプ)	50～350	給水弁	給水管																																																																																											
		仕切弁	配水管及び配水補助管																																																																																											
		排水弁	排水用に設置																																																																																											
	75～100	消火弁	消火栓用に設置																																																																																											
止水栓・メーター	13以上	止水・メーター																																																																																												
メーター	13以上	水道メーター																																																																																												
空気弁		空気弁																																																																																												
管末端		給水管末端																																																																																												
	口 径	見 出 票	適 用																																																																																											
分水栓	20～50	分水栓	宅地内分岐を除く																																																																																											
チーヅ分岐	20～75×20～75																																																																																													
簡易仕切弁	50	簡易仕切弁	割Ｔ字(呼び径50)用																																																																																											
止水栓	13～25	止水栓	見出票に口径を打刻																																																																																											
仕切弁	30～50																																																																																													
仕切弁	75～350	給水弁	給水管																																																																																											
		仕切弁	配水管及び配水補助管																																																																																											
		排水弁	排水用に設置																																																																																											
	75～100	消火弁	消火栓用に設置																																																																																											
止水栓・メーター	13以上	止水・メーター																																																																																												
メーター	13以上	水道メーター																																																																																												
空気弁		空気弁																																																																																												
管末端		給水管末端																																																																																												
5・1・16 記載なし	5・1・16 <u>パイプインパイプ工法による鋼管布設工</u> <u>1. 既設管の内面にサビこぼ等の付着や部分的に水が滞留している場合は、新設管の挿入及び据付作業等が困難になるため、既設管内を高圧洗浄やスクレーパー等を用いて清掃を行う。</u> <u>なお、既設管の内面塗装にコールドタルエナメル等の可燃性の塗料が使用されている場合は塗装を剥離し、撤去する必要がある。</u> <u>2. 既設管内の配管は、可能な限り既設管の中心部に鋼管を据え付けることとし、必要に応じて既設管の横方向、縦方向の蛇行に対し、直線部、曲線部を問わず管端テーパ加工を行う。</u> <u>3. 布設する鋼管が現場に到着した際には、管の寸法形状、材質等を製作図及び仕様書と照査するとともに、輸送中における傷の有無を確認する。</u> <u>4. 間隔保持ライナーは、管１本ごとに設置する。ライナーの形状、取付位置、取付方法等に規定はないが、浮力により損壊したり、鋼管が局部変形を起こしたりしないようなものと使用するとともに、適切な取付方法を選定すること。</u>	PIP工法について追加 (日本水道鋼管協会発行パイプインパイプ工法設計・施工指針を参考)																																																																																												
5・2・2 割Ｔ字管による分岐 (中略) 7. 粉体管に穿孔する場合は、粉体管専用のドリル刃を使用すること。	5・2・2 割Ｔ字管による分岐 (中略) 7. 粉体管に穿孔する場合は、粉体管専用のドリル刃を使用すること。<u>なお、穿孔時に粉体管専用ドリルを使用していることが分かる写真を都度撮影し、工事監督員に報告すること。(注：モルタルライニング管用のドリルで粉体管を穿孔すると、穿孔部周囲の塗膜剥離により管内部が腐食する可能性があり、逆に粉体管専用ドリルでモルタルライニング管を穿孔すると、ドリルの摩耗により本来の性能を損なう可能性があるため注意すること。)</u>	粉体管の施工について追加																																																																																												

管工事仕様書 令和8年3月改定 新旧比較表

旧	新	備 考
5・2・3 サドル付分水栓による分岐 (中略) 10. 粉体管に分水栓の穿孔を行う場合は、粉体管専用のドリル刃を使用すること（給水装置設計施工指針の施工編によること）。	5・2・3 サドル付分水栓による分岐 (中略) 10. 粉体管に分水栓の穿孔を行う場合は、粉体管専用のドリル刃を使用すること（給水装置設計施工指針の施工編によること）。<u>なお、穿孔時に粉体管専用ドリルを使用していることが分かる写真を1日1回撮影し、工事監督員に報告すること。（注：ドリル刃の使い分けに関する注意事項は、5・2・2の7に準ずる。）</u>	粉体管の施工について追加
6・1・2 配管工事（切断・接合・組立等） 1. ダクタイル鋳鉄管の配管工事（切断・接合・組立等）の各種施工については、下表の各継手（一般・耐震・大口径管）の有資格者、または同等以上の資格を有するものを従事させ、「接合工事等資格者指定通知書（様式－5）」で事前に届け出なければならない。	6・1・2 配管工事（切断・接合・組立等） 1. ダクタイル鋳鉄管の配管工事（切断・接合・組立等）の各種施工については、下表の各継手（一般・耐震・大口径管）の有資格者、または同等以上の資格を有するものを従事させ、<u>資格証の写しを施工体制台帳に添付すること。</u>	通知書を廃止したことによる変更
6・1・14 フランジ接合 (中略) 7. フランジ固定金具 1) フランジ固定金具を使用する場合は、製品に附属されている取扱説明書が最新であることを確認し、取扱説明書の内容に従い、施工すること。 2) トルクの締付については、取扱説明書に記載のとおり施工すること。不明な点については、製造メーカーへ問い合わせて確認すること。 3) フランジ固定金具を使用した箇所については、しゅん功図に「フランジ固定金具使用」と記載すること。	6・1・14 フランジ接合 (中略) 7. フランジ固定金具 1) フランジ固定金具を使用する場合は、製品に附属されている取扱説明書が最新であることを確認し、取扱説明書の内容に従い、施工すること。 2) トルクの締付については、取扱説明書に記載のとおり施工すること。不明な点については、製造メーカーへ問い合わせて確認すること。 3) フランジ固定金具を使用した箇所については、しゅん功図に「フランジ固定金具使用」と記載すること。 <u>8. 通水状態の管に接続されたフランジ部のボルトを交換する際は、ボルト取り外し時にフランジ接合部から水圧による漏水発生のおそれがあるため、固定金具や万力等を用いて固定し、交換は一本ずつ作業すること。</u>	フランジ部のボルト交換について追加
6・1・17 管の切断 (中略) 7. 粉体管の切断を行う場合は、キールカッター及びエンジンカッターの切断刃にダイヤモンドブレードを使用すること。	6・1・17 管の切断 (中略) 7. 粉体管の切断を行う場合は、キールカッター及びエンジンカッターの切断刃にダイヤモンドブレードを使用すること。<u>また、切断箇所については、全箇所（切断作業を含む）写真撮影し、工事監督員に報告すること。</u>	粉体管の施工について追加
6・3・2 配管工事 水道配水用ポリエチレン管の配管工事を行う場合は、従来の管工事に必要な資格に加え、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会（旧水道用ポリエチレンパイプシステム研究会および配水用ポリエチレン管協会主催の講習会を含む）を修了した者を選定し、「接合工事等資格者指定通知書（管工事－1）」で事前に届け出なければならない。	6・3・2 配管工事 水道配水用ポリエチレン管の配管工事を行う場合は、従来の管工事に必要な資格に加え、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会（旧水道用ポリエチレンパイプシステム研究会および配水用ポリエチレン管協会主催の講習会を含む）を修了した者を<u>従事させ、受講証の写しを施工体制台帳に添付すること。</u>	通知書を廃止したことによる変更

旧	新	備考																																																																				
7・3・2 ライナープレート式土留工及び土工 (中略) 10. 裏込材の配合は下表を標準とするが、これにより難い場合は配合を提示し工事監督員の承諾を受けること。 (1) 裏込材配合 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">1 m³当たり</td></tr><tr><td>種目 名称</td><td>形状寸法</td><td>単位</td><td>数量</td></tr><tr><td>セメント</td><td>混合B種</td><td>kg</td><td>200</td></tr><tr><td>コンクリート用骨材砂</td><td></td><td>m³</td><td>0.54</td></tr><tr><td>混和剤</td><td></td><td>kg</td><td>0.8</td></tr></table> 8・2・2 出来形図及びしゅん功図 (中略) Pe 管・その他の管種 <table><tr><td>EF ソケット</td><td></td><td>冷間ソケット</td><td></td><td>径違箇所</td><td></td><td>プラグ</td><td></td></tr><tr><td>ユニオン類</td><td></td><td>ドレッサー形 ジョイント MC ユニオン</td><td></td><td>ソケット (VP 類)</td><td></td><td>ソケット (PeH 類)</td><td></td></tr><tr><td>メカニカル 継手</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (中略) 3. 配水支管（準幹線・枝線）しゅん功図作成要領、 4. 配水本管（幹線）しゅん功図作成要領 (1) しゅん功図の規格 ① しゅん功図は、A1普通紙で作成する。 ② 普通紙は、普通上質紙55kg相当品以上又は、上質再生紙（古紙配合率70％、白色度80％）55kg相当品とする。 ③ 文字及び線の表示は黒色とし、均一な太さで明確に記入すること。 ④ しゅん功図の右下隅部には、縦7cm、横12cmの図面名称欄を設け、施工年度（しゅん功年度）、受注者名、工事主任名、工事番号、しゅん功図番号（例ー北ー11）、工事名称、図面名称、図面番号、縮尺及び札幌市水道局等を記入する。 ⑤ しゅん功図を電子データで提出する場合の電子ファイリング化（TIFF化）に伴う形式は、解像度：200DPI、色深度：1bit（白黒）、圧縮形式：CCITT Group4、サイズ：A1とする。 (中略) (3) しゅん功図の提出 しゅん功図は、工事期間内に印刷物 1 部を工事監督員に提出し検査を受けなければならない。 なお、しゅん功図を電子データで提出する場合は、印刷物の提出を省略することができる。 (中略) 5. 配水補助管及び継替等しゅん功図作成要領 (1) しゅん功図の規格 ① しゅん功図は、本市提供の管理図（1／500）に基づき、原則A 3 判（配水補助管）及びA 4 判（継替箇所）の所定の様式で作成する。 ② 紙質の仕様は、普通上質紙55kg相当品以上又は、上質再生紙（古紙配合率70％、白色度80％）55kg相当品とする。 ③ 文字及び線の表示は黒色とし、均一な太さで明確に記入すること。			1 m ³ 当たり		種目 名称	形状寸法	単位	数量	セメント	混合B種	kg	200	コンクリート用骨材砂		m ³	0.54	混和剤		kg	0.8	EF ソケット		冷間ソケット		径違箇所		プラグ		ユニオン類		ドレッサー形 ジョイント MC ユニオン		ソケット (VP 類)		ソケット (PeH 類)		メカニカル 継手								7・3・2 ライナープレート式土留工及び土工 (中略) 10. 裏込材は、モルタル等を充填し間隙が生じないようにしなければならない。 (表削除) 8・2・2 出来形図及びしゅん功図 (中略) Pe 管・その他の管種 <table><tr><td>EF ソケット</td><td></td><td>冷間ソケット (配ポリ用金属 継手ソケット (ISO×ISO) 含)</td><td></td><td>径違箇所</td><td></td><td>プラグ</td><td></td></tr><tr><td>ユニオン類 (配ポリ用金属継 手変換ソケット (ISO×JIS) 含)</td><td></td><td>ドレッサー形 ジョイント MC ユニオン</td><td></td><td>ソケット (VP 類)</td><td></td><td>ソケット (PeH 類)</td><td></td></tr><tr><td>メカニカル 継手</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (中略) 3. 配水支管（準幹線・枝線）しゅん功図作成要領、 4. 配水本管（幹線）しゅん功図作成要領 (1) しゅん功図の規格 ① しゅん功図のサイズは、A1判とする。 ② 文字及び線の表示は黒色とし、均一な太さで明確に記入すること。 ③ しゅん功図の右下隅部には、縦7cm、横12cmの図面名称欄を設け、施工年度（しゅん功年度）、受注者名、工事主任名、工事番号、しゅん功図番号（例ー北ー11）、工事名称、図面名称、図面番号、縮尺及び札幌市水道局等を記入する。 ④ 図面の電子ファイリング化（TIFF化）に伴う形式は、解像度：200DPI、色深度：1bit（白黒）、圧縮形式：CCITT Group4 とする。 ⑤ 図面を印刷して提出する場合は、普通上質紙55kg相当品以上、又は上質再生紙（古紙配合率70％、白色度80％）55kg相当品を使用する。 (中略) (3) しゅん功図の提出 しゅん功図は、工事期間内に工事監督員に提出し検査を受けなければならない。 (中略) 5. 配水補助管及び継替等しゅん功図作成要領 (1) しゅん功図の規格 ① しゅん功図のサイズは、原則A3判（配水補助管）及びA4判（継替等）とする。 ② 文字及び線の表示は黒色とし、均一な太さで明確に記入すること。 ③ 図面の電子ファイリング化（TIFF化）に伴う形式は、解像度：200DPI、色深度：1bit（白黒）、圧縮形式：CCITT Group4 とする。 ④ 図面を印刷して提出する場合は、普通上質紙55kg相当品以上、又は上質再生紙（古紙配合率70％、白色度80％）55kg相当品を使用する。	EF ソケット		冷間ソケット (配ポリ用金属 継手ソケット (ISO×ISO) 含)		径違箇所		プラグ		ユニオン類 (配ポリ用金属継 手変換ソケット (ISO×JIS) 含)		ドレッサー形 ジョイント MC ユニオン		ソケット (VP 類)		ソケット (PeH 類)		メカニカル 継手								単価を策定している下水道河川局が標準の裏込め材を変更したことによる変更 しゅん功図に記載する配ポリ用金属継手の記号を統一するため、ユニオン類と冷間ソケットに追加 (1)①～⑤及び(3)について、旧は印刷物を基本とした記載であったため、データ提出を基本とした表現に変更 前項の記載に合わせた変更
		1 m ³ 当たり																																																																				
種目 名称	形状寸法	単位	数量																																																																			
セメント	混合B種	kg	200																																																																			
コンクリート用骨材砂		m ³	0.54																																																																			
混和剤		kg	0.8																																																																			
EF ソケット		冷間ソケット		径違箇所		プラグ																																																																
ユニオン類		ドレッサー形 ジョイント MC ユニオン		ソケット (VP 類)		ソケット (PeH 類)																																																																
メカニカル 継手																																																																						
EF ソケット		冷間ソケット (配ポリ用金属 継手ソケット (ISO×ISO) 含)		径違箇所		プラグ																																																																
ユニオン類 (配ポリ用金属継 手変換ソケット (ISO×JIS) 含)		ドレッサー形 ジョイント MC ユニオン		ソケット (VP 類)		ソケット (PeH 類)																																																																
メカニカル 継手																																																																						

管工事仕様書 令和8年3月改定 新旧比較表

旧	新	備 考																
8・4・1 一般事項 工事写真は、施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来高寸法、品質管理状況、及び工事中の災害写真を撮影し、適切な管理のもとに保管し工事監督員の請求に対し直ちに、提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 8・4・2 要領 <table><tr><th>区分</th><th>撮影種目</th></tr><tr><td>工事状況写真</td><td>1. 工事着手前及び工事完成写真 2. 工事施工中の写真 (1) 施工状況写真 (2) 検収写真 (3) 品質確認写真 (4) 図面等と現地との不一致写真 (5) その他施工中の写真 3. 工事中の安全管理写真</td></tr><tr><td>出来高管理写真</td><td>1. 配水管等(弁類含む)布設位置 2. 構造物の出来形寸法及びこれらの基礎工で完成後明視できないもの 3. (1) 土工(土被・埋戻材厚さ・転圧状況等) (2) 管布設工(締付けトルクチェック・胴付間隔測定等の各種接合に合せたチェック状況等) (3) 路面復旧工(プライム・タックの散布状況、舗設転圧状況、合材温度等) (4) 仮設工・付帯作工 (5) 弁室築造工(鉄蓋据付状況等) 等の完成後明視できないもの 4. コンクリート工の鉄筋組立・寸法及び鉄鋼・伸縮継手等の組立・寸法等 5. 水圧試験結果 6. その他、完成後明視できない形・寸法等</td></tr><tr><td>残状土況処写真</td><td>1. 現場でのダンプへの積込み状況写真 2. 運搬経路のダンプの走行状況写真 3. 捨場における捨土及び均し状況写真 4. 工事完了時の捨土均し完了状況写真</td></tr></table>	区分	撮影種目	工事状況写真	1. 工事着手前及び工事完成写真 2. 工事施工中の写真 (1) 施工状況写真 (2) 検収写真 (3) 品質確認写真 (4) 図面等と現地との不一致写真 (5) その他施工中の写真 3. 工事中の安全管理写真	出来高管理写真	1. 配水管等(弁類含む)布設位置 2. 構造物の出来形寸法及びこれらの基礎工で完成後明視できないもの 3. (1) 土工(土被・埋戻材厚さ・転圧状況等) (2) 管布設工(締付けトルクチェック・胴付間隔測定等の各種接合に合せたチェック状況等) (3) 路面復旧工(プライム・タックの散布状況、舗設転圧状況、合材温度等) (4) 仮設工・付帯作工 (5) 弁室築造工(鉄蓋据付状況等) 等の完成後明視できないもの 4. コンクリート工の鉄筋組立・寸法及び鉄鋼・伸縮継手等の組立・寸法等 5. 水圧試験結果 6. その他、完成後明視できない形・寸法等	残状土況処写真	1. 現場でのダンプへの積込み状況写真 2. 運搬経路のダンプの走行状況写真 3. 捨場における捨土及び均し状況写真 4. 工事完了時の捨土均し完了状況写真	8・4・1 一般事項 工事写真は、施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来高寸法、品質管理状況、及び工事中の災害写真を撮影し、適切な管理のもとに保管し工事監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、<u>撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し、検査時に提出しなければならない。なお、電子媒体への格納方法及び写真ファイルの整理については、土木工事共通仕様書（7 写真管理基準）の規定によるものとする。</u> 8・4・2 要領 <table><tr><th>区分</th><th>撮影種目</th></tr><tr><td>工事状況写真</td><td>1. 工事着手前及び工事完成写真 2. 工事施工中の写真 (1) 施工状況写真 (2) 検収写真 (3) 品質確認写真 (4) 図面等と現地との不一致写真 (5) その他施工中の写真 <u>(粉体管を穿孔する場合の専用ドリル使用状況等)</u> 3. 工事中の安全管理写真</td></tr><tr><td>出来高管理写真</td><td>1. 配水管等(弁類含む)布設位置 2. 構造物の出来形寸法及びこれらの基礎工で完成後明視できないもの 3. (1) 土工(土被・埋戻材厚さ・転圧状況等)、 (2) 管布設工(締付けトルクチェック・胴付間隔測定等の各種接合に合せたチェック状況等) (3) 路面復旧工(プライム・タック <u>散布完了</u>、舗設転圧状況、合材温度等) (4) 仮設工・付帯作工 (5) 弁室築造工(鉄蓋据付状況等) 等の完成後明視できないもの 4. コンクリート工の鉄筋組立・寸法及び鉄鋼・伸縮継手等の組立・寸法等 5. 水圧試験結果 6. その他、完成後明視できない形・寸法等</td></tr><tr><td>残状土況処写真</td><td>1. 現場でのダンプへの積込み状況写真 <u>2.</u> 捨場における捨土及び均し状況写真 <u>3.</u> 工事完了時の捨土均し完了状況写真</td></tr></table>	区分	撮影種目	工事状況写真	1. 工事着手前及び工事完成写真 2. 工事施工中の写真 (1) 施工状況写真 (2) 検収写真 (3) 品質確認写真 (4) 図面等と現地との不一致写真 (5) その他施工中の写真 <u>(粉体管を穿孔する場合の専用ドリル使用状況等)</u> 3. 工事中の安全管理写真	出来高管理写真	1. 配水管等(弁類含む)布設位置 2. 構造物の出来形寸法及びこれらの基礎工で完成後明視できないもの 3. (1) 土工(土被・埋戻材厚さ・転圧状況等)、 (2) 管布設工(締付けトルクチェック・胴付間隔測定等の各種接合に合せたチェック状況等) (3) 路面復旧工(プライム・タック <u>散布完了</u> 、舗設転圧状況、合材温度等) (4) 仮設工・付帯作工 (5) 弁室築造工(鉄蓋据付状況等) 等の完成後明視できないもの 4. コンクリート工の鉄筋組立・寸法及び鉄鋼・伸縮継手等の組立・寸法等 5. 水圧試験結果 6. その他、完成後明視できない形・寸法等	残状土況処写真	1. 現場でのダンプへの積込み状況写真 <u>2.</u> 捨場における捨土及び均し状況写真 <u>3.</u> 工事完了時の捨土均し完了状況写真	電子納品の標準化に伴う変更 （共通仕様書「7-8整理提出」の記載内容と整合） 粉体管の施工について追加 確認が必要なのは散布状況ではなく散布後のため変更 運搬経路の走行状況は不要のため削除
区分	撮影種目																	
工事状況写真	1. 工事着手前及び工事完成写真 2. 工事施工中の写真 (1) 施工状況写真 (2) 検収写真 (3) 品質確認写真 (4) 図面等と現地との不一致写真 (5) その他施工中の写真 3. 工事中の安全管理写真																	
出来高管理写真	1. 配水管等(弁類含む)布設位置 2. 構造物の出来形寸法及びこれらの基礎工で完成後明視できないもの 3. (1) 土工(土被・埋戻材厚さ・転圧状況等) (2) 管布設工(締付けトルクチェック・胴付間隔測定等の各種接合に合せたチェック状況等) (3) 路面復旧工(プライム・タックの散布状況、舗設転圧状況、合材温度等) (4) 仮設工・付帯作工 (5) 弁室築造工(鉄蓋据付状況等) 等の完成後明視できないもの 4. コンクリート工の鉄筋組立・寸法及び鉄鋼・伸縮継手等の組立・寸法等 5. 水圧試験結果 6. その他、完成後明視できない形・寸法等																	
残状土況処写真	1. 現場でのダンプへの積込み状況写真 2. 運搬経路のダンプの走行状況写真 3. 捨場における捨土及び均し状況写真 4. 工事完了時の捨土均し完了状況写真																	
区分	撮影種目																	
工事状況写真	1. 工事着手前及び工事完成写真 2. 工事施工中の写真 (1) 施工状況写真 (2) 検収写真 (3) 品質確認写真 (4) 図面等と現地との不一致写真 (5) その他施工中の写真 <u>(粉体管を穿孔する場合の専用ドリル使用状況等)</u> 3. 工事中の安全管理写真																	
出来高管理写真	1. 配水管等(弁類含む)布設位置 2. 構造物の出来形寸法及びこれらの基礎工で完成後明視できないもの 3. (1) 土工(土被・埋戻材厚さ・転圧状況等)、 (2) 管布設工(締付けトルクチェック・胴付間隔測定等の各種接合に合せたチェック状況等) (3) 路面復旧工(プライム・タック <u>散布完了</u> 、舗設転圧状況、合材温度等) (4) 仮設工・付帯作工 (5) 弁室築造工(鉄蓋据付状況等) 等の完成後明視できないもの 4. コンクリート工の鉄筋組立・寸法及び鉄鋼・伸縮継手等の組立・寸法等 5. 水圧試験結果 6. その他、完成後明視できない形・寸法等																	
残状土況処写真	1. 現場でのダンプへの積込み状況写真 <u>2.</u> 捨場における捨土及び均し状況写真 <u>3.</u> 工事完了時の捨土均し完了状況写真																	

管工事仕様書 令和8年3月改定 新旧比較表

旧	新	備 考
9・3 薬液注入工、グラウト工 (中略) 令和 年 月 日 札幌市水道事業管理者 水道局長様 (住 所) 受注者 (氏 名) 印 薬液注入工事の専門技術者について（通知） 貴局発注の、新設工事において、薬液注入工法を 採用することいたしました。つきましては施工管理要綱第2条に基づき、専門技術者を下記のと おり連絡いたします。 記 1. 専門技術者 会 社 名 氏 名 印 Tel 2. 添付書類 3. 経 歴 書 1部他 第10章 様式 工事着手届 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等指定通知書 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等変更通知書 現場代理人経歴書 技術者経歴書 接合工事等資格者指定通知書 工事工程表 工事工程表（変更用） 工事部分検査願 工事しゅん功届（設計金額が250万円以上） 工事しゅん功届（設計金額が250万円未満） 水圧試験報告書 水圧試験報告書（テストバンド方式） 断水計画書 推進工事記録表 推進工成果報告書 材料受払簿 EFソケット 継手チェックシート 11・1・3 消火栓標識設置図 (中略) 消火栓と標識柱の位置関係は次を原則とする。	9・3 薬液注入工、グラウト工 (中略) 令和 年 月 日 (あて先) 札幌市水道事業管理者 (住 所) 受注者 (氏 名) 薬液注入工事の専門技術者について（通知） 貴局発注の、新設工事において、薬液注入工法を 採用することいたしました。つきましては施工管理要綱第2条に基づき、専門技術者を下記のと おり連絡いたします。 記 1. 専門技術者 会 社 名 氏 名 2. 添付書類 3. 経 歴 書 1部他 第10章 様式 水圧試験報告書 水圧試験報告書（テストバンド方式） 断水計画書 推進工事記録表 推進工成果報告書 材料受払簿 EFソケット 継手チェックシート 11・1・3 消火栓標識設置図 (中略) 消火栓と標識柱の基本的な位置関係は以下のとおり。	あて先を工事着手届 等の他の様式と合わ せた変更 押印不要に伴う 「印」の削除 接合工事等資格者指 定通知書は廃止 札幌市水道局工事等 契約関係様式集の制 定に伴い、重複して いる様式を管工事仕 様書から削除 消火栓の設置位置 により異なるた め、原則ではな く、基本的な位置 として変更